

## 令和3年度第1回霧島市個人情報保護審議会会議録（要旨）

I 日時 令和4年3月15日（火）午前10時から午前11時30分まで

II 場所 霧島市国分シビックセンター 行政棟5階 501会議室

### III 出席者

会長：山本 敬生（鹿児島県立短期大学准教授）

委員：稲留 隆（司法書士）、植木 春生（司法書士）、久留須 由紀（司法書士）、末吉 隆之（弁護士）

事務局：総務部総務課文書法制グループ長 柳田 謙一郎、同グループ主任主事 小柳 陽一、同グループ主事 泊 周平

### IV 資料

- (1) 令和3年度第1回霧島市個人情報保護審議会会次第
- (2) 「個人情報取扱事務登録制度」について（資料1）
- (3) 個人情報取扱事務調査について（依頼）（資料2-1）
- (4) 個人情報取扱事務調査実施要領（資料2-2）
- (5) 個人情報取扱事務台帳【新規登録一覧表】（資料3）
- (6) 個人情報取扱事務台帳【変更一覧表】（資料4）
- (7) 個人情報取扱事務台帳【廃止（抹消）一覧表】（資料5）
- (8) 令和3年度に改正された個人情報保護法の施行後における「霧島市個人情報保護審議会」について（資料6-1）
- (9) 個人情報保護制度見直しの全体像（資料6-2）
- (10) 個人情報の漏えい等事案に関する注意喚起（資料7）

### V 議事項目

#### 1 審議会の公開又は非公開の決定について

##### 【審議内容】

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針による本審議会の公開又は非公開の取扱い

##### 【審議結果】

本審議会の会議は、公開とする。

#### 2 個人情報取扱事務の登録、変更及び抹消等の報告について

##### 【審議内容】

新規に登録した8件、変更した140件及び廃止した5件について、その妥当性を審査した。

##### 【審議結果】

##### (1) 新規登録について

[委員]

個人情報取扱事務台帳の「その他」の項目中「処理形態」において、「サーバー処理」と「パソコン処理」の違いは何か。

[事務局]

「サーバー処理」とは、「データの書き込みを基幹系システム等のサーバーにアクセスして行う」ことを、「パソコン処理」とは、「データの書き込みを基幹系システム等のサーバーを介さず、パソコンで行う」ことを指す（資料2-2「個人情報取扱事務調査実施要領」の8ページ）

ージを参照)。

[委員]

「基幹系システム等のサーバー」は、市役所外とは接続しない、閉鎖されたシステムなのか。

[事務局]

委員ご指摘のとおり、当該サーバーは外部とは接続されていない。

[委員]

管理No.05268「子育て世帯臨時特別給付金給付事業（R2年度実施）」や管理No.05269「ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業（R2年度）」においては、既に令和3年5月31日に事務が終了しており、当該事務の廃止予定日は「令和9年3月31日」に設定されている。

本事務に係る文書の保存期間は、どれくらいか。

[事務局]

それぞれの事務の個人情報取扱事務台帳においては、「5年間」と設定されている。

[委員]

当該事務の保存期間が5年間であるとすれば、これらの事務については、廃止予定日とされている「令和9年3月31日」以前に廃止することが可能ではないのか。

[事務局]

行政文書の保存期間は、当該行政文書を作成した年度の翌年度から起算するものとしていくことから、本事務の行政文書の保存期間については、それぞれの行政文書を作成した令和3年度の翌年度から起算した5年後の「令和8年度」（令和9年3月31日）をもって終了し、当該行政文書を廃棄することになる。

## (2) 変更の登録について

[委員]

管理No.364「ダウン症親の会」について、「「要配慮個人情報」の「病歴」を追加」とあるが、その追加理由は何か。

[事務局]

当該理由については、担当課に確認することとしたい。

## (3) 廃止の登録について

[委員]

昨年度の審議会において、行政における事務の負担や、個人情報保護及び思想信条の自由という観点等から、一時的に個人情報を収集するに過ぎないと思われる図書館の貸出簿等のようなものについては、漫然と個人情報を収集するのではなく、その必要性等を考慮した上で、収集する必要性のない個人情報は収集せず、収集する必要性のある個人情報については、適切に収集していくといったメリハリのある対応を行うよう求める旨の審議会の意見を出した覚えがあるが、その後の取組状況はどうか。

[事務局]

ご指摘いただいた内容については今回の報告内容に反映されていなかったことから、次年度の個人情報取扱事務調査を行う際に、全体の精査も含め、検討を行いたい。

### 【審議会としての意見】

- 次の内容について、改めて徹底することを求めたい。

#### 不必要な個人情報の収集の見直し及び必要な個人情報の収集

- ・ 収集する個人情報については、自律的に見直しを行われている課等もあるだろうが、本来的には不必要な個人情報であるにもかかわらず、慣習的に漫然と収集し続けている事例も多いものと見受けられる。
- ・ 一方、困窮されている方々に対する支援のあり方なども多様になり、これに伴って行政に対する期待感も高まってきている。その分、必然的に入手せざるをえない又は各種措置を講じるに当たり重要な個人情報というものも増えてきているように思う。
- ・ このようなことを踏まえれば、行政においては、収集する必要性のない個人情報は収集せず、他方、収集する必要性のある個人情報については、積極的に収集していくといったメリハリのある対応が求められていることに留意していただきたい。